

高齢者用肺炎球菌予防接種費用助成制度のご案内

(任意予防接種)

～接種の前に必ずお読みください～

文京区では、平成31年度高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成を以下のとおり実施します。

1 対象者

接種日において文京区に住民登録があり、平成31年度に75歳以上になる方で、接種を希望される方。ただし、既に定期接種や文京区の助成を受けたことがある方は対象外となります。

- ・法律上の接種義務はありません。
- ・接種費用の助成は生涯1回のみ。
- ・文京区から転出された場合は、助成できません。
- ・過去5年以内に接種を受けたことのある方が接種を受けた場合、副反応が強く出ることがあります。接種の際は、医師にご相談ください。

2 実施期間

平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで

3 接種費用

自己負担 4,000円（接種を受けた医療機関の窓口でお支払いください。）

ただし、決められた期間、決められた医療機関以外で受ける場合や、予診票を忘れた場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

4 接種場所

4 ページ以降の「高齢者用肺炎球菌予防接種指定医療機関一覧」に記載されている医療機関

5 接種方法

23 価肺炎球菌ワクチン 0.5ml を筋肉内または皮下に 1 回接種します。

- (1) 事前に医療機関にお問い合わせの上、予約してください。
- (2) 予防接種の当日に同封の「平成31年度任意高齢者用肺炎球菌予防接種予診票」の医師記入欄を除く質問事項に回答し、接種医療機関へ必ずお持ちください。

6 肺炎球菌と 23 価肺炎球菌ワクチン

肺炎球菌は、主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎、敗血症、肺炎などの重い合併症を引き起こすことがあります。成人肺炎のうち、肺炎球菌を原因とした肺炎球菌性肺炎が、25～40%を占めると言われ、特に高齢者や脾臓摘出を受けた方、リンパ腫などの患者での重篤化が問題になっています。

肺炎球菌には、90種類以上のタイプがあり、23価肺炎球菌ワクチンはその中の23種類のタイプに対応したワクチンです。すべての肺炎球菌感染症を予防できるわけではありませんが、この23種類のタイプは、成人の重症の肺炎球菌感染症の原因の約7割を占めるという研究結果があります。

なお、ワクチンの効果は、接種後、約3週間であらわれ、健康な人では少なくとも5年間は持続すると言われていています。

7 23 価肺炎球菌ワクチンの副反応

予防接種の後、副反応が起こることがあります。副反応としては、接種部位の痛み・腫れ・発赤や、筋肉痛・倦怠感・頭痛・発熱の軽度のものがありますが、非常にまれにアナフィラキシー（通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応）などの重篤なものも報告があります。

接種後、接種部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱など異常な反応や体調の変化が生じた場合は、速やかに医師（医療機関）の診療を受けてください。

なお、予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なって現れることもあります。

8 予防接種を受けることができない人

- (1) 明らかに発熱している人（通常は 37.5℃ 以上）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- (3) ワクチンに含まれる成分でアナフィラキシー（通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応）を起こしたことがある人
- (4) その他、医師に予防接種を受けないほうがよいと言われた人

9 予防接種を受けるときに医師とよく相談しなくてはならない人

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患のある人
- (2) 今までに、予防接種を接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある人
- (3) 今までに、ひきつけ(けいれん)を起こしたことがある人
- (4) 今までに、免疫状態の異常を指摘されたことのある人、もしくは近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- (5) ワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある人
- (6) 5年以内に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人

10 予防接種後の注意

- (1) 予防接種後、少なくとも30分間は、接種場所で安静にするか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応がこの間に起こることがあります。
- (2) 接種後は、接種部位を清潔に保ちましょう。
- (3) 接種当日の激しい運動は避けましょう。
- (4) 入浴は差し支えありません。

11 他の予防接種との間隔

他の不活化ワクチン(インフルエンザ等)の接種を受けた方は、通常6日以上、また生ワクチン(水ぼうそう等)の接種を受けた方は、通常27日以上の間隔をおいて接種してください。

ただし、医師が必要と認めた場合は、同時に接種することができます。

12 健康被害について

この予防接種は任意接種のため、被接種者に健康被害が生じたときには独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び特別区自治体総合賠償責任保険に基づく救済制度の適用となります。

13 その他

脾臓摘出を受けた方、無脾症の方は健康保険の対象となります。また、公害医療手帳をお持ちの方は、無料で接種することができます。該当の方は、医師(医療機関)にご相談ください。

《お問い合わせ先》

文京区保健衛生部(文京保健所) 予防対策課感染症係

文京区春日1-16-21 8階

TEL 03(5803)1834 FAX 03(5803)1355